

「地区街づくりプラン」の運用

●地区街づくりプランの運用原則

「町田市住みよい街づくり条例」では、街づくり推進地区内で 建築行為等^{*}を行う場合、その建築行為等を「地区街づくりプラン」に整合させなければならないと定めています（第 14 条 1 項）。

また、着手する 30 日前までに、町田市に建築行為等の内容に関する「届出」を行い、協議しなければならないとしています（第 14 条 2 項）。

さらに、届出を行う前に地区住民等に対し、当該地区の「地区街づくりプラン」に指定された事項および計画内容を示す「標識」を設置しなければならないとも定めています（第 14 条 3 項）。

^{*} 建築行為等 建築物その他の工作物に係る新築、増築、改築及び外観の変更並びに土地の区画形質の変更（同条例 第 3 条）

「つくし野三丁目地区街づくりプラン(計画)」地区内での建築行為等に際しては、前述した条例はじめ施行規則等の順守に、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。なお「つくし野三丁目地区街づくりプラン」に定める「建築物等のルール」は、建築行為のほか宅地造成等を行う場合にも適用されます。

この「建築物等のルール」には「届出ルール」と「自主ルール」の 2 種類があります。それぞれに所定の手続きがございますので、まことにお手数ですが、下記のようにお願い申し上げます。

●町田市に「届出が必要で行政が運用を行うルール」：届出ルール

- ・町田市への届出と協議が必要なルールです。
- ・届出については、町田市HPのトップページ >暮らし>住まい・道路 >都市づくり>地区の街づくり>町田市住みよい街づくり条例の概要 >届出について に掲載してあります。
- ・所定の届出様式や「つくし野三丁目地区街づくりプラン」もここからダウンロードできます。
- ・建築行為等を行う場合は、工事着工の30日前までに、町田市住みよい街づくり条例第14条第2項に基づいて、町田市に届出を行ってください。